

災害にあったときは、 速やかに連絡してください



(標準報酬月額のみ)

組合員が火災、水害、地震、その他の非常災害によって(盗難を除く)、住居又は家財に一定以上の損害を受けたときは、その損害の程度に応じて見舞金が支給されます。

なお、別居している被扶養者の居住する住居又は家財に災害を受けたときも支給の対象となります。災害にあったときは、速やかに所属所の事務取扱者を通じて、り災状況等を連絡してください。すぐに現場調査を行います。連絡が遅れますと損害の程度の確認が困難となり不利益となる場合もありますので注意してください。

【住居】 現に生活の本拠として居住している建造物(建具類を含む。)を指し、自宅、借家、アパートの別は問いません。

【家財】 現に生活するにあたっての住居以外の社会生活上必要な一切の財産を指しますが、一時的に預けてあるもの、現金、預貯金、有価証券や山林、田畑、宅地等の不動産は含まれません。

損害の程度		災害見舞金
<ol style="list-style-type: none"> 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 		3
<ol style="list-style-type: none"> 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 		2
<ol style="list-style-type: none"> 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 		1
<ol style="list-style-type: none"> 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 		0.5
床上浸水により損害を受け、上の表により損害の程度を判定し難いと認めたとき	床上120cm以上	1
	床上30cm以上	0.5

詳細については、「福利厚生ハンドブック(平成28年1月)」P65~66を参照してください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827